

令和元年山形村議会第3回定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和元年9月3日

(15日間)

至 令和元年9月17日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

日程第 6 報告第2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 7 認定第1号

日程第 8 認定第2号

日程第 9 認定第3号

日程第10 認定第4号

日程第11 認定第5号

日程第12 認定第6号

日程第13 認定第7号

日程第14 議案第33号

日程第15 議案第34号

日程第16 議案第35号

日程第17 議案第36号

日程第18 議案第37号

日程第19 議案第38号

日程第20 議案第39号

- 日程第 2 1 議案第 4 0 号
日程第 2 2 議案第 4 1 号
日程第 2 3 議案第 4 2 号
日程第 2 4 議案第 4 3 号
日程第 2 5 議案第 4 4 号
日程第 2 6 議案第 4 5 号
日程第 2 7 議案第 4 6 号
日程第 2 8 議案第 4 7 号
日程第 2 9 議案第 4 8 号
日程第 3 0 議案第 4 9 号
日程第 3 1 議案第 5 0 号
日程第 3 2 議案の委員会付託について

出席議員（12名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 春 日 仁 君 | 2 番 大 池 俊 子 君 |
| 3 番 上 條 倫 司 君 | 5 番 百 瀬 昇 一 君 |
| 6 番 新 居 禎 三 君 | 7 番 大 月 民 夫 君 |
| 8 番 百 瀬 章 君 | 9 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 1 0 番 小 林 幸 司 君 | 1 1 番 小 出 敏 裕 君 |
| 1 2 番 福 澤 倫 治 君 | 1 3 番 三 澤 一 男 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------|------------------|
| 村 長 本庄利昭 君 | 副 村 長 小林かつ代 君 |
| 教 育 長 根橋範男 君 | 代 表 監 査 員 笹野初雄 君 |
| 会 計 管 理 者 堤 岳志 君 | 総 務 課 長 上條憲治 君 |

税務課長 村田鋭太 君

住民課長 中川俊彦 君

保健福祉課長 篠原雅彦 君

子育て支援課長 百瀬尚代 君

保育園長 篠町通憲 君

産業振興課長 藤沢洋史 君

建設水道課長 古畑佐登志 君

教育次長
(教育政策課長) 小林好子 君

総務課長
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 神通川直美 君

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和元年第3回山形村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、録音等をする場合は事前に許可が必要になります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、百瀬昇一議員、6番、新居禎三議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月17日までの15日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(三澤一男君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 残暑の厳しい日が続きますが、田畑を渡る風には、秋の気配が感じられる季節となりました。

本日は、令和元年山形村議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員の出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします案件は、30年度の一般会計などの決算の認定が7件、条例の一部改正が5件、消費税の税率の改正に伴う条例の一部改正が7件、一般会計などの5会計の補正予算など25件の案件であります。

それぞれご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

続いて、行政報告を申し上げます。

初めに、工事の発注状況につきましては、お手元に配付いたしました「工事の発注状況」をご覧ください、報告とさせていただきます。

次に3点について報告を申し上げます。

最初に小坂区の土砂災害特別警戒区域の指定と、それに伴う砂防堰堤の建設について概要を申し上げます。

本年の6月下旬に、長野県松本建設事務所から砂防堰堤の建設に関わる当村への説明がございました。

その後、7月上旬には区・議会等の関係の皆様へ事前説明会が行われました。

8月9日には、警戒区域に居住する皆さんへの説明会が開催され、地元住民の皆さんから同意をいただき、現在は、地権者の方と用地交渉などが進められております。

今後、砂防堰堤の規模など事業の詳細が具体化してまいりますので、村としましても県松本建設事務所と連携をとりながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、平成29年度まで市町村単位で運営しておりました国民健康保険であります。昨年度から長野県も責任主体の1つとなって財政運営をされております。

当村は昨年度の国保会計の詳細については、決算説明の中で申し上げますが、決算については黒字でございましたが、新たな自治体間の格差是正のため納付金制度の新設や医療費の増加など、今後の税率の見直し等については、国民健康保険事業の運営に関する協議会で十分な検討をお願いしたいと考えております。

最後に「ふるさと応援寄附金」について申し上げます。

8月22日現在でのふるさと応援寄附金の件数は125件、寄附額は430万2,000円であります。中でも、今年は新たに返礼品として指定したスイカの申し込みが多く、全体の8割弱の97件でありました。平成30年度の実績が166件の568万円でありますので、本年度は残り7か月でありますので、昨年度を生回る寄附金となることが見込まれております。

また寄附者が希望する寄附金の使い道については「農業や観光などの産業を振興する事業」が多く、続いて「子育て支援や教育を振興する事業」となっております。全国の数ある返礼品の中で、山形村を選んでいただいていることは、かなりのPR効果がありますし、関係人口の増大にもつながっていると考えております。

以上、主な事案についてご報告申し上げます。

議員各位には、それぞれの案件に対しましてのご理解を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご承知ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、元請願第2号、3号と、元陳情第6号の3件であります。

ここで本請願の紹介議員より、内容説明を求めます。

元請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(2番 大池俊子君 登壇)

○2番(大池俊子君) それでは「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」についての説明をしたいと思います。

趣旨説明としまして、どの子にも行き届いた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と、教育予算の増額を求める意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出していただきたいということと、国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出していただきたいということで、簡単に趣旨説明をしたいと思います。

これはずっと山形村の議会にも提出されています。毎年意見書も取り上げていただき、国へ上げていますが、なかなか実現できていません。それで、ぜひ実現するまで、予算に盛り込まれるまで、提出したいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

村でも学習習慣形成や少人数学級など予算化されて、村費でされたりしていますが、このことについても国が義務教育標準法を改定して、計画的に35人学級を進めれば、県や村としてもその分出費しなくてよくて、その分また教育予算に回せるということで、ぜひ採択し、意見書を提出していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(三澤一男君) 次に、元請願第3号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(2番 大池俊子君 登壇)

○2番(大池俊子) それでは「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願ということで、よろしくお願ひします。

請願事項としましては、へき地教育振興法第1条「教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてへき

地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事宛てに提出していただきたい。

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すこと、ということで、これは昨年より請願を受けています。

東筑にしましても、合併などが行われ、だんだん人数が減っていくというところで、山の中のへき地と言わなくても、へき地化するところがだんだん増えているというところで、ぜひこの問題につきましても、採択していただきたいと思います。

このへき地教育振興法は、都道府県としても入れてきているのですが、長野県は特に平成18年度から1級地のへき地手当率を文科省省令で定める基準の8分の1となる1%にするなど、大幅に減額してしまっているということです。

そこでぜひ、このへき地教育振興法制定から60年が過ぎていますが、先ほど言いましたように生活環境や交通事情が変わっていき、人口もどんどん減る中でへき地化しているということで、ぜひ、この議会でも十分審議をいただきながら、この請願につきましても採択していただき、県に上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 議長（三澤一男君） 本日提案されました請願2件、陳情1件については、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎報告第2号

- 議長（三澤一男君） 日程第6、報告第2号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 報告第2号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、

実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による健全化判断比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様に、数値なしとなりました。

実質公債費比率は前年度に比べ1.1ポイント上昇して6.0%となりましたが、早期健全化基準には該当しませんでした。

また、将来負担比率は前年度と同様に、数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標であります資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

資金不足比率は水道事業、下水道事業及び清水高原簡易水道の3公営企業会計とも、資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなりました。いずれも経営健全化基準には該当いたしませんでした。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 村長の説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） ここで、代表監査委員より、平成30年度決算に基づく健全化判断率及び資金不足比率の審査意見について報告をお願いいたします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） 平成30年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査をいたしましたので、審査意見書につきましてご報告申し上げます。

初めに「平成30年度山形村健全化判断比率審査」でございます。審査の概要ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査をいたしました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも発生しておりません。実質公債費比率は6.0%で、早期健全化の基準の25%の範囲内にあります。また将来の負担比率は数値なしであります。

このことから、是正・改善を要する事項はございません。

なお、実質公債費比率が1.1ポイント上昇しておりますが、これの要因としましては、この比率は3カ年間の平均であります。平成29年度から下竹田の防災拠点施設、また、分団の詰所の建設、並びにトレセン研修棟の耐震工事の借入金の償還が始まったためであります。

次に「平成30年度山形村資金不足比率審査」でございます。

審査の概要ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

清水高原簡易水道特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計とも、資金不足比率は発生しておりません。このことから、是正・改善を要する事項はございません。

以上、審査意見のご報告を申し上げます。

○議長（三澤一男君） 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についての報告が終わりました。

それでは、報告第2号についての質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第2号は終了いたします。

◎認定第1号～認定第7号

○議長（三澤一男君） 日程第7、認定第1号から、日程第13、認定第7号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 認定第1号から認定第7号までの平成30年度の決算7件について提案説明を申し上げます。

山形村の平成30年度の一般会計1会計、特別会計4会計、公営企業会計2会計の合計7会計に係る決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付すものでございます。

詳細につきましては、平成30年度の決算を調製いたしました会計管理者から説明を申し上げます。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、堤会計管理者より、認定第1号から認定第7号までの議案について、決算書の説明を求めます。

堤会計管理者。

（会計管理者 堤 岳志君 登壇）

○会計管理者（堤 岳志君） それでは、認定第1号から第7号、平成30年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算の概要につきまして一括してご説明いたします。

説明につきましては、後日決算認定の詳細説明の機会がございますので、決算書の款項別集計表に基づき、主な項目について、前年度決算額との比較を中心に、千円単位で概要をご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、認定第1号、一般会計についてご説明いたします。

一般会計につきましては、前年度と比較いたしまして、繰越明許費を含む歳入総額は、2,676万1,000円減額の35億3,094万4,000円。歳出総額は、6,540万3,000円減額の33億3,786万6,000円で、実質収支額は9,320万6,000円となりました。また、繰越明許費として翌年度へ繰り越す事業は3億4,383万7,000円であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款の村税は、10億2,215万円で1,314万5,000円の増額となりました。個人村民税、法人村民税の増額が主な要因でございます。収入未済額は379万9,000円減額の2,478万9,000円でした。

6 款の地方消費税交付金は1億5,491万2,000円で640万9,000円の増額となりました。

9 款の地方交付税は12億5,292万2,000円で2,197万4,000円の減額となりました。普通交付税の減額が要因となっております。

13 款の国庫支出金は2億7,349万6,000円で3,486万円の減額となりました。低所得者対策として実施した臨時福祉給付金の事業完了、教育委員会・子育て支援課に係る

地方創生推進交付金、道路新設・改良に係る社会資本整備総合交付金の減額が主な要因となっております。

16 款の寄附金は1,505万6,000円で619万9,000円の増額となりました。村民の方からの一般寄附金、ふるさと応援寄附金が増額となっております。

19 款の諸収入は8,719万8,000円で1,400万1,000円の増額となりました。上竹田公会堂物品購入に係るコミュニティ助成事業助成金、松塩地区広域負担金精算に係る清掃収入金、消防退団者に係る公務災害補償基金収入金、海洋センター修繕助成金の事業採択等が増額の要因となっております。

20 款の村債は1億8,058万7,000円で1,662万7,000円の増額となりました。公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債の借入を行いました。

次に歳出についてご説明いたします。

2 款の総務費は5億303万6,000円で5,591万3,000円の増額となりました。清水高原施設備品購入、地域おこし協力隊報酬、庁内LAN設定変更に伴う電算関連の委託事業、防犯カメラの設置工事等の増額が要因となっております。

3 款の民生費は10億3,230万円で6,462万8,000円の減額となりました。自立支援給付の関連経費は1,000万円程度増加いたしました。介護保険特別会計繰出金の減額、保健福祉センターボイラー更新工事、臨時福祉給付金支給事業、子育て支援サイト「ココイク」の委託事業の完了に伴い減額となりました。

6 款の農林水産業費は1億7,406万9,000円で3,327万5,000円の減額となりました。畜産・酪農収益力強化整備に関わる補助金の新規採択、林地台帳データ整備委託事業による増額はございましたが、新規就農者支援に係る農業人材力強化支援事業補助金の減額や農産加工室の機械購入完了に伴い減額となっております。

7 款の商工費は5,481万円で1,772万4,000円の増額となりました。清水寺展望台の解体に伴う関連工事が増額の要因となっております。

8 款の土木費は3億7,698万9,000円で2,088万6,000円の減額となりました。下水道施設整備事業負担金、道路新設改良・舗装新設工事に係る費用の減額が要因となっております。

10 款の教育費は2億8,248万3,000円で1,863万2,000円の減額となりました。鉢盛中学校維持・建築費に係る負担金、海洋センター上屋幕体取替工事等は増額となりましたが、清水寺本堂補修に係る補助金、小学校給食室備品購入、トレセングラウンド照明漏電工事の完了に伴い減額となっております。

1 2 款の公債費は 2 億9, 182万2, 000円で255万5, 000円の増額となりました。

基金の保管状況につきましては、総額9, 377万円を増額しました。基金残高は24億5, 283万4, 000円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要をご説明いたしました。

次に特別会計についてご説明させていただきます。

最初に、認定第 2 号 国民健康保険特別会計について、ご説明をいたします。

国民健康保険制度につきましては、平成 3 0 年度より長野県も財政運営の主体となり、市町村とともに運営を行う方式に変更となりましたので、従来の国庫支出金、県支出金、各種交付金の財源構成と変更となっています。

歳入総額は前年比 1 億7, 682万4, 000円の減額の 9 億8, 228万1, 000円、歳出総額は 1 億4, 667万1, 000円の減額の 9 億6, 788万5, 000円で、実質収支額は1, 439万6, 000円となりました。

歳入の主な項目についてご説明いたします。

1 款の国民健康保険税は 2 億6, 361万6, 000円で849万6, 000円の減額となりました。収入未済額は462万6, 000円減額の2, 846万6, 000円となりました。

4 款の県支出金は 6 億3, 175万7, 000円となりました。

次に歳出の主な項目についてご説明いたします。

2 款の保険給付費は 6 億3, 006万4, 000円で2, 187万5, 000円の減額となりました。

3 款の国民健康保険事業費納付金は、3 億1, 288万5, 000円で平成 3 0 年度からの制度改正に伴い新設された科目となります。

基金の保管状況は国民健康保険支払準備基金として 1 億1, 876万7, 000円となっております。

次に、認定第 3 号 後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

歳入総額は、前年比462万2, 000円の増額の7, 732万7, 000円、歳出総額は497万4, 000円の増額の7, 689万円で実質収支額は43万7, 000円となりました。

歳入の 1 款 後期高齢者医療保険料は5, 974万4, 000円で402万2, 000円の増額となりました。

収入未済額は 9 万8, 000円増額の31万4, 000円でした。

歳出の 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は7, 684万2, 000円で504万6, 000円の増額となりました。

次に、認定第 4 号 介護保険特別会計についてご説明いたします。

歳入総額は前年度比3,103万7,000円減額の7億1,765万9,000円、歳出総額は4,607万6,000円の減額の6億7,870万1,000円で実質収支額は3,895万8,000円となりました。

歳入の1款 介護保険料は1億8,128万7,000円で1,068万5,000円の増額となりました。収入未済額は16万4,000円減額の432万1,000円となりました。

3款の国庫支出金、4款 支払基金交付金、5款 県支出金、7款 繰入金につきましては保険給付費の減額に伴い、それぞれ前年度と比較して減額となっております。

歳出の1款 総務費は908万6,000円で576万9,000円の減額となりました。介護保険事業計画見直し業務の完了、電算システム改修の減額が要因となっております。

2款の保険給付費は6億524万4,000円で3,827万6,000円の減額となりました。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の減額が主な要因となっております。

4款の基金積立金は1,196万円で介護保険支払準備基金の基金残高は3,842万2,000円となっております。

続きまして、認定第5号 清水高原簡易水道特別会計についてご説明いたします。

歳入総額は前年度比4,036万円の減額の1,373万5,000円、歳出総額は4,001万9,000円の減額の1,280万8,000円で実質収支額は92万6,000円となりました。

歳入の1款 使用料及び手数料は657万9,000円で7万6,000円の減額となりました。収入未済額は1万5,000円減額の12万1,000円となりました。

また、村債の借入は皆減となっており、歳入総額の減額の主な要因となっております。

歳出の1款 経営管理費は522万3,000円で4,047万9,000円の減額となりました。施設管理費の導水管布設工事が完了したことに伴う工事請負費の減額が主な要因となっております。

3款 諸支出金は45万2,000円で、清水高原簡易水道建設改良基金の残高は843万2,000円となっております。

次に公営企業事業会計についてご説明いたします。

認定第6号 水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の13ページからの収益費用明細書に基づきご説明いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに収益的収支ですが、水道事業収益は2億654万5,000円で10万6,000円の増額、水道事業費用は1億8,029万4,000円で、1,466万9,000円の増額、純利益は2,625万1,000

円で1,456万3,000円の減額となりました。

次に資本的収支ですが、資本的収入は95万8,000円で39万3,000円の増額、資本的支出は5,289万7,000円で1,113万9,000円の増額となりました。差引不足額の5,193万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

積立金の保管状況は減債積立金4,500万円、建設改良積立金2億3,000万円となっております。

次に、認定第7号 下水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の15ページからの収益費用明細書に基づきご説明いたしたいと思います。

初めに収益的収支ですが、下水道事業収益は4億2,407万3,000円で830万7,000円の増額、下水道事業費用は3億7,078万円で3,235万8,000円の減額、純利益は5,329万2,000円で2,405万1,000円の増額となりました。

次に資本的収支ですが、資本的収入は2億1,436万8,000円で3,835万8,000円の増額、資本的支出は3億7,680万4,000円で4,899万6,000円の増額となりました。

差引不足額1億6,243万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分未処分利益剰余金及び消費税資本的収支調整額で補填いたしております。

基金の保管状況につきましては公共下水道施設整備推進基金として2億3,397万4,000円となっております。

以上、これで平成30年度各会計の決算概要説明を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上条憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

ここで、代表監査委員より平成30年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いいたします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） それでは、平成30年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業事業会計決算の審査結果をご報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法に定められました規定により審査に付された、平成30年度山形村一般会計及び4特別会計並びに2企業会計の決算につきまして、令和元年7月24日から8月1日までに、決算書並びに関係諸帳簿、証拠書類の審査を行いましたので、決算報告書について説明させていただきます。なお、決算額については千円単位で申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

まず、審査の対象につきましてはご覧のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、審査の方法ですけれども、各会計決算書及び決算説明書に基づいて審査するとともに、関係職員から説明を聴取し、予算執行が適正かつ効率的になされているかどうか、事務事業が経済的、効果的に行われていたかを審査いたしました。

次に審査の結果でございますが、審査に付された山形村一般会計及び特別会計の4会計並びに企業会計の2会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する書類が、関係法令に準拠して作成され、その計数はいずれも正確であることを認めました。また、予算執行の状況も適正であることを認めました。

運用基金は、土地開発基金の年度末現在高は7,876万5,000円でありました。

次に、決算の概要であります。各会計の決算計数はご覧のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

次に、審査意見ですけれども、総括といたしまして、一般会計の歳入歳出差引額は1億9,307万8,000円で、実質収支9,320万6,000円であり、実質収支比率は3.7%です。単年度の財政力指数は0.45でありました。前年度を0.01ポイント上回っ

ております。経常収支比率は82.6%で、前年度より1.2%上昇いたしました。また、人件費につきましては23.2%でありました。

公債費負担比率は、10.3%であり前年度に比べて0.1%上昇しております。

まず、一般会計から申し上げますと、村税の収入状況は前年度と比較いたしますと、収入済額では1.2%、1,314万5,000円の増となっております。なお、調定額の増減についてはご覧のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

収入未済額は2,478万9,000円となっており、前年度より379万9,000円の減少となっております。徴収率は前年度と比較すると0.5ポイント上昇し97.6%となっております。収納率向上・滞納解消への努力がうかがわれます。

収入未済額は依然として多額な状況となっているので、税の公平負担の面からも、引き続き積極的な収納対策に努めていただきたいと思います。

基金の年度末における合計であります。24億5,283万4,000円であります。財政調政基金に7,695万8,000円、特定目的基金の公共施設整備基金に1,075万4,000円が積み立てられており、それぞれに対して備えがされておりました。

次に、特別会計であります。まず、国民健康保険特別会計を申し上げます。

事業運営を県と共同で行うという保険制度が変わった年であります。

歳入歳出差引額並びに実質収支額とも、1,439万6,000円でありました。

年度末の支払準備基金は1億1,876万7,000円であります。

徴収率では、前年度と比較すると1.5ポイント上昇し90.1%でした。収入未済額は昨年度より462万6,000円の減となっております。

計数はご覧のとおりであります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

徴収率は、99.5%で前年度と比較すると0.1ポイント下がりました。収入未済額は、9万8,000円増加しております。

計数等をご覧いただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計です。

第7期介護保険事業計画の初年度の年でありました。歳入歳出差引額並びに実質収支額とも3,895万8,000円でありました。年度末の介護保険支払準備基金は3,842万2,000円となっております。

計数はご覧のとおりであります。

次に、清水高原簡易水道特別会計であります。

特に問題なく運営されておりますので、計数はご覧のとおりであります。

運用基金につきましては、冒頭申し上げたとおりであります。

次に、公営企業会計であります。

まず、水道事業会計を申し上げます。今年度も順調な運営がされております。有収率は80.3%で前年度に比較すると1.0ポイント増となっております。漏水調査の成果があらわれているものと思われま

す。当年度純利益は、2,625万1,000円で、前年度繰越利益剰余金を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は5,460万6,000円となっております。

計数はご覧のとおりです。

次に、下水道事業会計です。

長寿命化計画に基づく工事として、29年度から2年計画でOD槽の汚泥攪拌機の更新工事が完了いたしました。

当年度純利益は5,329万2,000円で、前年度繰越利益剰余金と合わせますと、当年度未処分利益剰余金は1億3,426万円となっております。

計数等についてはご覧のとおりであります。

以上をもちまして、平成30年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算につきまして、審査結果のご報告を終わります。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第33号

○議長（三澤一男君） 日程第14、議案第33号「平成30年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第33号「平成30年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本案は、平成30年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容としましては、未処分利益剰余金が5,460万6,000円となっていますが、そのうち3,000万円を建設改良積立金として処分し、残りの2,460万6,000円は翌年度へ繰り越すものであります。

ご審議ほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長(古畑佐登志君) ありません。

○議長(三澤一男君) それでは、議案第33号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第34号～議案第38号

○議長(三澤一男君) 日程第15、議案第34号から、日程第19、議案第38号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第34号から議案第38号まで5件の条例の一部改正をする条例について一括で提案説明を申し上げます。

初めに議案第34号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

本年4月、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正され、希望により住民票に旧姓が併記される者の印鑑の登録

及び印鑑登録証明書の交付に際し、旧姓を使用・記載をすることについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)等が公布され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、保育所等を利用する3歳から5歳までの子ども及び市町村民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの保護者等に係る利用者負担額を無償とするほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」について、令和元年5月31日に、内閣府より一部改正府令が公布されたことに伴い、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設、子ども・子育て支援法の改正に伴う用語の整理等所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

水道法の改正により、給水装置工事事業者の指定に有効期間を設け、5年ごとの更新が義務づけられました。このことにより、更新手数料を定める条文を追加する改正を行い、引用条項の条ずれが生ずることから条番号を修正し、水道法に準拠できるよう改正を行うものであります。

次に、議案第38号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

水道法の改正により、引用条項の条ずれが生じたことから条番号を修正し、水道法に準拠できるよう改正を行うものであります。

以上5件の条例の一部を改正する条例について、一括で提案説明を申し上げました。ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第34号についての詳細説明はありますか。

○住民課長(中川俊彦君) ありません。

- 議長（三澤一男君） 次に、議案第35号についての詳細説明はありますか。
- 子育て支援課長（百瀬尚代君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 次に、議案第36号についての詳細説明はありますか。
- 子育て支援課長（百瀬尚代君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 次に、議案第37号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 次に、議案第38号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。これより議案第34号から議案第38号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。
- それでは、質問のある議員の発言を許します。
- 質疑はありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
-

◎議案第39号～議案第45号

- 議長（三澤一男君） 日程第20、議案第39号から、日程第26、議案第45号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。
- 本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 議案第39号から議案第45号まで7件の条例の一部改正をする条例について一括で提案説明を申し上げます。

議案第39号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第40号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第41号「小学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第42号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」、議案第43号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第44号「山形村ふれあいドーム施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第45号「清水高

原文化交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の7件については、消費税及び地方消費税が本年10月1日より、8%から10%に引き上げられますことから、これに伴う関係条例の整備を行うものであります。農産加工施設、小学校施設、トレーニングセンター施設、ミラ・フード館施設、ふれあいドーム施設、清水高原文化交流施設、及び保健福祉センターの部屋使用料について消費税増税分を使用料に適正に転嫁するため、使用料の改正を行うものであります。ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第39号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上条憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第40号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第41号についての詳細説明はありますか。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第42号についての詳細説明はありますか。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第43号についての詳細説明はありますか。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第44号についての詳細説明はありますか。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第45号についての詳細説明はありますか。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。これより議案第39号から議案第45号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第46号～議案第50号

○議長（三澤一男君） 日程第27、議案第46号から、日程第31、議案第50号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第46号から議案第50号までの令和元年度補正予算5件について一括で提案説明を申し上げます。

まず、議案第46号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第3号）」については、歳入歳出予算、継続費、地方債の補正を行うものであり、第1条の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出の総額に1億2,367万円を追加し、補正後の予算規模を37億389万7,000円とするものであります。

主な内容としましては、前年度繰越金の確定額に伴う繰越金及び財政調整基金への積み立て、道路維持費、道路新設改良費の増工に伴う国庫補助金、地方債の変更、スカイランドきよみず空調設備改修工事等であります。

なお、第2条「継続費」でスカイランドきよみず空調設備改修工事及びそれに伴う設計監理委託料を令和2年度までの事業として計上しております。

第3条の「地方債の補正」は、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業債について限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第47号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の補正予算第2号は、歳入歳出予算の補正をするものでありまして、平成30年度の普通交付金の精算による国民健康保険団体連合会からの精算金の収入と、その同額を長野県に支払うための支出が主な内容であります。

歳入歳出にそれぞれ249万4,000円を追加し、総額を10億3,020万3,000円とするものであります。

次に、議案第48号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれに3,937万5,000円を追加し、総額を7億8,667万9,000円とするものであります。

歳入予算は、繰越金に3,894万7,000円、前年度事業費確定に伴い、国等からの収入を計上しております。

歳出予算は、介護保険支払準備基金積立金に1,947万円、国庫支出金等過年度返還金に1,421万6,000円、一般会計繰出金に568万円を計上するものであります。

次に、議案第49号「令和元年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出において総係費の委託料に300万円を計上し、資本的収入の工事負担金に110万円を追加し、資本的支出において建設改良費の工事請負費に1,100万円を計上するものであります。

次に、議案第50号「令和元年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算第1号は、資本的支出において管路建設改良費の工事請負費に300万円を計上するものであります。

以上、議案第46号から議案第50号までの補正予算5件について、一括して提案説明を申し上げます。ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第46号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上条憲治君） それでは、議案第46号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の補足説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第3号は、歳入歳出予算、継続費及び地方債の補正を行うものであります。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。第1条であります。

歳入歳出の総額に1億2,367万円を追加し、補正後の予算規模を37億389万7,000円とするものであります。

4ページをご覧いただきたいと思います。主なものを申し上げます。

歳入予算では、9款の地方交付税に2,512万9,000円。13款の国庫支出金に1,890万5,000円。17款の繰入金に2,568万円。

次のページに行きまして、18款、繰越金に5,320万6,000円。20款の村債に1,166万6,000円などを追加する一方、11款の分担金及び負担金から1,957万7,000円を減額

いたしました。

次に歳出予算であります。6ページをご覧ください。

2款の総務費にスカイランドきよみず空調設備改修事業ほかで2,239万2,000円。3款の民生費は幼児教育無償化システム改修委託ほかで757万9,000円。4款の衛生費は後期高齢者医療広域連合運営費負担金ほかで690万7,000円。6款の農林水産業費は果実共選所選果機更新事業補助金ほかで875万円。8款の土木費は道路維持費、道路新設改良費などにより2,809万6,000円。13款の諸支出金に地方財政法の規定に基づきまして、30年度決算の剰余金のうち、4,589万2,000円を、財政調整基金に積み立てるなど、合計で4,889万2,000円を計上いたしました。一方で、12款、公債費から104万5,000円を減額いたしました。

次に第2条の「継続費」について説明を申し上げます。

継続費は2カ年以上にわたって執行しなければ達成されない事業などについて、あらかじめ予算としてその事業の執行に要する期間、事業費総額、年度ごとの支出予定額を定めておき、これに従って、複数年度にわたって支出する経費であります。

2ページの表のとおり、令和元年度と令和2年度の2カ年にわたってスカイランドきよみず空調設備改修事業を行おうとするものであります。

それから第3条の「地方債の補正」は、公共事業等債と公共施設等適正管理推進事業債の2件の地方債について限度額を補正するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。以上です。

- 議長（三澤一男君） 次に、議案第47号についての詳細説明はありますか。
- 住民課長（中川俊彦君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 次に、議案第48号についての詳細説明はありますか。
- 保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 次に、議案第49号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 次に、議案第50号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。これより議案第46号から議案第50号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第32、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第33号から議案第50号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

(午前 10時12分)
